

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月14日  
照会部署名 熊本事務センター管理厚年適用G  
照会担当者 (一般職) 田中 慎也  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 春野

(案件)

(受付番号) No. 2010-515	通勤手当について
------------------------	----------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<月額変更届（業務処理マニュアルIV-1）>  
下記の事案が月額変更届の要件、固定的賃金の変動に該当するかご教示願います。

A事業所において『昨今のガソリン価格の急激な変動を鑑み、自動車通勤者への影響が大きいことから、ガソリン価格の変動を通勤手当へ反映させることを導入している。

手当ての支給方法としては通勤距離、排気量から必要ガソリン量を算出し、そこへガソリン価格を当てはめ通勤手当として支給を行っている。

現在は6か月毎の変更のため隨時改定に該当するとして月額変更を届け出していたが、今後は毎月の反映を検討している。固定的賃金にあてはまるとすれば該当者については毎月届け出が必要になるため導入前に確認をしたい。』との問い合わせがあった。

当事務センターとしては事実的な通勤距離、通勤方法の変更ではないことや毎月変動することから固定的賃金の変動には該当しないと考えるが、期間変更など新しい計算方法の導入時には届け出が必要であると思われる。しかし、単価の変更が2ヶ月や3ヶ月等数ヶ月毎の反映である場合、何ヵ月毎であれば月額変更に該当するかの判断が難しく事業所より正式な回答を求められたため確認を願いたい。

(回答)

報酬を決定する際に基準とする単価が変動しているのであれば、月ごとに変動を生じるものであっても、固定的賃金の変動として取扱うこととなる。

回答日 平成 22 年 7 月 14 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導 G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上